

# **平成 25 年度 行政監査結果報告書**

**「生産物の売払業務に関する事務について」**

**平成 26 年 3 月**

**香川県監査委員**

## 【 目 次 】

第1 行政監査の趣旨 .....	1
第2 平成25年度監査のテーマ及び選定理由 .....	1
1 監査のテーマ .....	1
2 選定理由 .....	1
第3 監査の実施概要 .....	1
1 監査の実施期間 .....	1
2 監査の対象とした生産物及び所属 .....	1
3 監査の方法 .....	1
4 監査の主な着眼点 .....	2
第4 生産物売扱の概要 .....	3
1 生産物の生産状況 .....	3
2 生産物の売扱収入の状況 .....	4
3 生産物の売扱業務の流れ .....	6
第5 生産物売扱業務の状況 .....	7
1 生産物の管理について .....	7
2 事務処理及び売扱形態について .....	8
3 売扱価格の設定 .....	9
4 売扱代金の処理 .....	10
5 会計規則に定める自主検査 .....	10
第6 監査の結果及び意見 .....	11
1 個別改善・検討事項 .....	11
2 共通意見 .....	15
3 その他 .....	16

### 参考資料

生産物の売扱業務の主な流れ .....	18
1 生産物の売扱業務に係る事務取扱者 .....	18
2 生産物を生産するとき .....	18
3 生産物を売り払うとき .....	20

## 【 凡 例 】

この報告書に使用した法令名等の略語は、次のとおりである。

会 .....	香川県会計規則
会様 .....	香川県会計規則様式
要綱 .....	香川県会計事務処理要綱

## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかについて、監査を実施するものである。

## 第2 平成25年度監査のテーマ及び選定理由

### 1 監査のテーマ

生産物の売扱業務に関する事務について

### 2 選定理由

県の試験研究機関や学校等では、試験、研究又は実習等で生産した生産品、収穫物又は動物を売り払って県の収入としている所属がある。生産物の売扱業務に関する事務の中には、現金を取り扱う事務もあることから、定期監査でも主要な監査対象事務の一つとしている。

こうした財務面での監査に加え、経済性、効率性及び有効性の観点からも生産物売扱いの実施状況を検証し、今後の業務の改善に資するため、監査を実施することとした。

## 第3 監査の実施概要

### 1 監査の実施期間

平成25年9月から平成26年3月まで

### 2 監査の対象とした生産物及び所属

#### (1) 生産物

原則として、平成24年度に生産された生産品又は収穫物、動物を対象とした。

なお、生産品又は収穫物とは、材料等を加工して使用できる状態になった物品又は農業、林業若しくは水産業により収穫し、市場に出荷できる状態になった物品（工芸製作品類、食品製作品類、窯業製作品類、農林水産物類）を、また、動物とは、獣類、鳥類、魚類等で飼育を目的とするものとする。

#### (2) 所属

平成24年度に生産物売扱実績のある29所属を対象とした。

### 3 監査の方法

県の全ての所属（ただし、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会を除く。）に対し、平成22年度から平成24年度中の生産物売扱実績を把握するための調査を行い、平成24年度に売扱実績があった29所属に対して調査票の提出を求めた。

そのうち、3年間の生産物売扱平均額が200万円を超える12所属については、監査委員事務局職員が関係書類等の詳細調査を実施し、その結果に基づき監査を行った。

#### 4 監査の主な着眼点

- (1) 生産物の管理は適切か。
- (2) 事務処理及び売扱形態が適切かつ効率的であるか。
- (3) 売扱価格の設定は適切か。
- (4) 売扱代金の処理は、適正に行われているか。
- (5) 売扱結果を把握し、活用しているか。
- (6) 規則に則った取扱いができているか。

#### 監査対象所属

所 属 名		詳細調査
知事部局	政策部	小豆総合事務所 漆芸研究所
	環境森林部	みどり整備課
		森林センター
		直島環境センター
	健康福祉部	川部みどり園
	商工労働部	産業技術センター
		高等技術学校
		栗林公園観光事務所
	農政水産部	農業試験場
		農業大学校
		農業生産流通課
		畜産試験場
		西部家畜保健衛生所
		水産課
		水産試験場
教育委員会	志度高校	
	石田高校	
	高松工芸高校	
	高松南高校	
	農業経営高校	
	飯山高校	
	多度津高校	
	笠田高校	
	三豊工業高校	
	香川中部養護学校	
病院局	香川西部養護学校	
	香川丸亀養護学校	
合計 29 所属 (うち、詳細調査 12 所属)		

## 第4 生産物売扱の概要

### 1 生産物の生産状況

平成24年度中における各所属の生産物の生産状況は、表1のとおりである。

生産物の品目数は1,134品であり、売扱収入総額は316,974千円となっている。

表1 生産物の生産状況

部局	所属名	主な生産物	品目数	売扱収入(千円)
政策部	小豆総合事務所	牛精液	4	10
	漆芸研究所	硯箱、漆額、菓子器	26	709
環境森林部	みどり整備課	県営林素材(間伐材)	1	5,528
	森林センター	種子、栗	5	606
	直島環境センター	溶融スラグ、銅、鉄	4	74,611
健康福祉部	川部みどり園	アイスプラント、丸盆	38	112
商工労働部	産業技術センター	しょう油酵母	2	1,393
	高等技術学校	涼み台、バーベキューコンロ	56	390
	栗林公園観光事務所	梅の実	1	40
	農業試験場	米、オリーブ実、みかん	46	20,054
農政水産部	農業大学校	ブドウ、梨、トマト	151	9,692
	農業生産流通課	みかん、イチゴ苗	9	4,128
	畜産試験場	牛乳、子豚、牛精液	40	35,198
	西部家畜保健衛生所	牛精液	4	636
	水産課	ガザミ	1	1,000
	水産試験場	クルマエビ、キジハタ	5	45,676
	志度高校	フラワースタンド、ベンチ	17	109
教育委員会	石田高校	シクラメン、肉豚、梅干	100	20,967
	高松工芸高校	漆飾盆、装身具	144	2,918
	高松南高校	シクラメン、ビオラ苗	99	8,504
	農業経営高校	シクラメン、肉豚、堆肥	191	43,782
	飯山高校	タマネギ苗、イチゴジャム	62	1,772
	多度津高校	まぐろ類、天ぷら	8	19,188
	笠田高校	シクラメン、豚、みそ	107	19,720
	三豊工業高校	文鎮、ダンベル	2	10
	香川中部養護学校	丸小皿	1	8
	香川西部養護学校	箸置き、箸袋、のし袋	3	9
	香川丸亀養護学校	カップ、皿	3	5
病院局	丸亀病院	デイケア園芸作物	4	198
合 計			1,134	316,974

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

## 2 生産物売払収入の状況

### (1) 所属別売払収入額

所属別売払収入額（過去3年度）は、表2のとおりである。

平成24年度についてみると、直島環境センターが74,611千円（構成比23.5%）で最も多く、次いで水産試験場が45,676千円（構成比14.4%）、農業経営高校43,782千円（構成比13.8%）となっている。

また、全所属の収入額の推移をみると、平成24年度は、平成23年度に比べ、8,211千円（2.7%）増加しているものの、平成22年度より3,857千円（△1.2%）減少している。

表2 所属別売払収入額

部局	所属名	生産物売払収入			
		平成24年度 (千円)	構成比 (%)	平成23年度 (千円)	平成22年度 (千円)
政策部	小豆総合事務所	10	0.0	3	22
	漆芸研究所	709	0.2	730	1,243
環境森林部	みどり整備課	5,528	1.7	-	-
	森林センター	606	0.2	597	608
	直島環境センター	74,611	23.5	63,980	59,696
健康福祉部	川部みどり園	112	0.0	151	159
商工労働部	産業技術センター	1,393	0.4	1,261	1,485
	高等技術学校	390	0.1	498	614
	栗林公園観光事務所	40	0.0	57	58
農政水産部	農業試験場	20,054	6.3	16,255	19,572
	農業大学校	9,692	3.1	9,354	9,812
	農業生産流通課	4,128	1.3	3,783	3,540
	畜産試験場	35,198	11.1	34,989	35,577
	西部家畜保健衛生所	636	0.2	651	524
	水産課	1,000	0.3	1,000	-
	水産試験場	45,676	14.4	46,245	47,176
教育委員会	志度高校	109	0.0	45	20
	石田高校	20,967	6.6	21,115	22,203
	高松工芸高校	2,918	0.9	6,890	764
	高松南高校	8,504	2.7	9,631	8,351
	農業経営高校	43,782	13.8	44,430	44,750
	飯山高校	1,772	0.6	1,991	1,842
	多度津高校	19,188	6.1	25,365	45,752
	笠田高校	19,720	6.2	19,518	16,686
	三豊工業高校	10	0.0	-	6
	香川中部養護学校	8	0.0	-	-
	香川西部養護学校	9	0.0	9	9
	香川丸亀養護学校	5	0.0	9	5
病院局	丸亀病院	198	0.1	208	356
	合 計	316,974	100.0	308,763	320,831
	対前年度比	+8,211 (+2.7%)	/	△12,068 (△3.8%)	/

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

## (2) 生産種目別売払収入額

生産種目別売払収入額（過去3年度）は、表3のとおりである。平成24年度についてみると、農産物が90,408千円（構成比28.5%）で最も多く、次いで、加工品が83,932千円（構成比26.5%）となっている。加工品のうちの約90%は、直島環境センターにおける豊島廃棄物等を中間処理する過程で発生する副生成物（溶融スラグ、銅等）である。

3年間の推移を見ると、林産物及び加工品の売払収入額が大幅に増加している一方、水産物の収入が減少している。林産物については、平成24年度に、みどり整備課の県営林（間伐材）の売扱いが5,528千円の純増となったこと、加工品については、直島環境センターの副生成物（銅）の売払額が増加したこと、水産物については、多度津高校の実習船によるまぐろ類の漁獲量が減少し、かつ、売払単価が下がったことによるものである。

表3 生産種目別売払収入額

種 目 別	生産物売払収入			
	平成24年度 (千円)	構成比 (%)	平成23年度 (千円)	平成22年度 (千円)
農産物 (米、野菜、果実、花木、種苗等)	90,408	28.5	88,866	91,412
畜産物 (家畜、卵、生乳、精液等)	69,476	21.9	68,843	68,376
水産物 (漁獲物、種苗等)	65,596	20.7	72,532	92,637
林産物 (木材(間伐材を含む)、栗等)	6,170	1.9	620	716
加工品 (スラグ、缶詰、工芸品、堆肥等)	83,932	26.5	76,641	66,206
その他 (しょう油酵母等)	1,392	0.4	1,261	1,485
合 計	316,974	100.0	308,763	320,831

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

## (3) 生産目的別売払収入額

生産目的別売払収入額（過去3年度）は表4のとおりである。

平成24年度についてみると、実習授業によるものが127,783千円（構成比40.3%）、試験研究101,535千円（構成比32.0%）、産業育成7,167千円（構成比2.3%）となっている。

実習授業を目的に生産をしているのは農業大学校及び県立高校等、試験研究を目的にしているのは農業試験場等各試験場、産業育成を目的にしているのは農業生産流通課、産業技術センター等である。その他の目的としては、直島環境センターにおける豊島廃棄物等の中間処理、川部みどり園における生活訓練等である。

3年間の推移を見ると、実習授業の収入が2年連続で減少しているが、これは、

多度津高校の実習船によるまぐろ類の売扱実績額の減少が主な原因である。

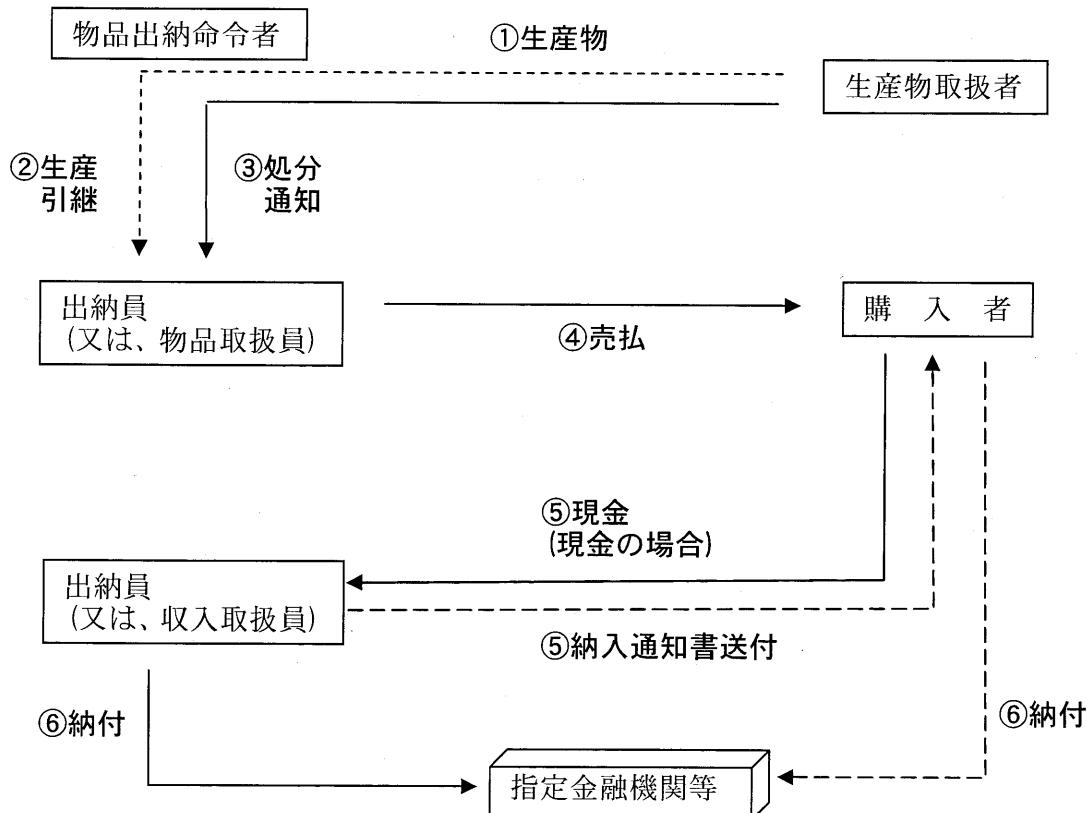
表4 生産目的別売扱収入額

種 別	生産物売扱収入			
	平成 24 年度 (千円)	構成比 (%)	平成 23 年度 (千円)	平成 22 年度 (千円)
実習授業	127,783	40.3	139,584	152,057
試験研究	101,535	32.0	98,086	102,934
産業育成	7,167	2.3	6,698	5,571
その 他	80,489	25.4	64,395	60,268
合 計	316,974	100.0	308,763	320,831

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

### 3 生産物の売扱業務の流れ

生産物の売扱業務の大まかな流れは、次のとおりである。



## 第5 生産物売扱業務の状況

### 1 生産物の管理について

#### (1) 生産計画

##### 生産計画の有無

計画を立てている	計画を立てていない
22 所属 (76%)	7 所属 (24%)

29 所属のうちの 22 所属が、前年度又は年度当初に生産計画を立てている。

生産計画を立てていない 7 所属は、いずれも計画を立てる必要のない所属である。具体的には、生産物の保管及び売扱いのみをしているもの（小豆総合事務所、西部家畜保健衛生所）、生産行為が治療目的のもの（丸亀病院）等である。

なお、計画と生産物売扱収入額は、生産の主たる目的が売扱いでないため、直接結びつくものではない。

##### 【詳細調査を行った 12 所属の特記事項】

- ① 委員会、審査会及び協議会で了承を得ているもの（直島環境センター、農業生産流通課、水産試験場）
- ② 所属内の委員会等で決定するもの（農業試験場、農業大学校）
- ③ 予算要求時に計画書又は資料を作成するもの（畜産試験場、石田高校、高松南高校、農業経営高校、多度津高校（漁獲物）、笠田高校）
- ④ 教育課程に応じて計画するもの（高松工芸高校、多度津高校（加工品））

#### (2) 管理

##### 生産物の保管管理

出納員又は物品取扱員	出納員又は物品取扱員以外の職員等
5 所属 (17%)	24 所属 (83%)

29 所属のうち生産物の保管管理は、8割を超える所属が出納員又は物品取扱員（以下「出納員（物品取扱員）」という。）以外の職員等であり、各部門（コース、学科、専攻等）の責任者又は担当者である。

加工品以外については、生産と処分が同一日（生産した日に売扱い）となることが多く、実際に生産物として保管管理をしているケースは少ない。

##### 【詳細調査を行った 12 所属の特記事項】

- ① 出納員（物品取扱員）以外の職員が責任者となっているもの（石田高校外 8 所属）
- ② 出納員（物品取扱員）が生産を委託している団体等とともに管理をするもの（農業生産流通課、水産試験場）
- ③ 出納員（物品取扱員）が管理をするもの（直島環境センター）

## 2 事務処理及び売扱形態について

### (1) 事務処理

会計規則等以外の取扱要領

策定している 7 所属 (24%)	策定していない 22 所属 (76%)
----------------------	------------------------

生産物の売扱事務については、29 所属中丸亀病院（香川県病院局財務規程を適用）を除く 28 所属が、香川県会計規則（以下「会計規則」という。）及び香川県会計事務処理要綱（以下「処理要綱」という。）に基づき処理している。それに加え、7 所属は独自に生産品等売扱収入事務取扱要領等を策定しており、農業に関する学科を置く高校等（5 校）については、香川県立高等学校農業科生産品等売扱収入事務取扱要領に基づき、事務処理を行っている。

さらに、農業大学校及び水産試験場においては、事務処理の流れをフローチャートで示したマニュアルを作成している。

【詳細調査を行った 12 所属の特記事項】

- 記入漏れを早期に発見するため、生産品（収穫物）出納簿に、生産品（収穫物）処分伝票又は実習販売伝票の番号や販売先と調定月日を補助記入している（農業大学校、石田高校）。
- 登載漏れを防ぐため、専攻ごとに毎日の収入額の補助簿をつけて、財務会計システムの収入額と照合している（高松南高校、農業経営高校）。
- 記載漏れを早期に発見するため、財務会計システムの収入額と生産品（収穫物）出納簿の累計額を毎月照合している（農業経営高校）。
- 記載漏れと金額の合致を照合するため、生産品（収穫物）出納簿をエクセルでも作成し、生産品（収穫物）伝票や生産品（収穫物）処分伝票等とチェックしている（笠田高校）。

### (2) 売扱形態

平成 24 年度の売扱形態別の収入額は、次表のとおりである。

売扱形態別売扱収入額

形 態	対 象 者	平成 24 年度売扱収入額 (千円)	構成比 (%)
契約(ア、イ、ウ)	業者等	220,070	69.4
行事等(エ)	近隣住民、学校関係者等	28,609	9.0
その都度(オ)	近隣住民、学校関係者等	68,295	21.5
計		316,974	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

ア 市場等でせり売り等をするもの（せり売り等を業者に委託するものを含む）

- イ あらかじめ売払価格を定め、産直市など市場等で売り払うもの（売払いを業者に依頼するものを含む）
- ウ あらかじめ売払価格を定め、業者等に売り払うもの
- エ あらかじめ売払価格を定め、行事等で売り払うもの
- オ 購入希望者等にその都度売り払うもの

売払収入額のうち約70%（約2億2千万円）は、契約によるものであり、直島環境センター、水産試験場、みどり整備課、森林センター、栗林公園観光事務所、水産課など15所属がこの方法である。

また、行事等やその都度売り払うものは、試験場へ直接購入に来たものや県立学校などの実習販売等があり、23所属で約1億円の売払収入がある。

#### 【詳細調査を行った12所属の特記事項】

- a 教職員及び生徒が展示販売の際、作品の素材、工夫した内容について説明し、工芸展来場者の質問等に対応できるようにしている（高松工芸高校）。
- b 定期的に北門においてテント販売を行い、顧客の開拓・確保やPR活動を行っている（高松南高校）。
- c 平成24年度以降は会計員を増員し、実習船「香川丸」の漁獲物の収入を上げる目的で実習販売を取り入れた（多度津高校）。

### 3 売払価格の設定

#### （1）売払目的

- 売払の目的は、大きく分類すると
- ① 実習・研修の一環として（県立学校などの実習販売等）
  - ② 購入希望者がいるため（県立学校などの実習販売等）
  - ③ 事業の財源（試験研究費用等）
  - ④ 県の施策広報のため（森林センターの林産物等）
  - ⑤ その他（優良苗木育成、地場産業安定化及びにぎわいづくり等）
- がある。

このうち、にぎわいづくりを目的としているのは、栗林公園観光事務所である。園内で生産した梅の実を、栗林公園のにぎわいづくりのための商品（梅酒、梅干）を製造する業者に売り払っている。

#### （2）売払価格の設定

売払価格の決定方法としては、

- ① 市場価格を参考にするもの（主として農産物、（一部）水産物）
  - ② 原材料代金等から積算するもの（主として加工品）
  - ③ その他（有識者等からなる委員会又は審議会に諮った上で決定するもの等）
- がある。

委員会又は審議会に諮って売払価格を決定しているのは、直島環境センター

(溶融スラグ) や、水産試験場（種苗）等 3 所属である。

#### 4 売払代金の処理

##### 売払収入の方法

現金のみ 12 所属 (41%)	現金又は納入通知書等 9 所属 (31%)	納入通知書等のみ 8 所属 (28%)
---------------------	--------------------------	------------------------

##### (1) 生産物の引渡しと同時に代金を収納する場合

現金で生産物を売り扱っているのは、21 所属である。実習販売を行う高校等については、学生・生徒も取り扱っているが、出納員又は収入取扱員の事務を補助する職員である会計員が、生徒をサポートすることにより、現金を適正に取り扱えるように留意している。

##### 【詳細調査を行った 12 所属の特記事項】

- a 会計員である教職員が現金と売払金の照合確認を行った上で、売払金及びつり銭とともに出納員に引継ぎができる様式をマニュアルで定めている（農業大학교）。
- b 平成 25 年 3 月の遠洋航海分から、これまで出納員が水揚げ地まで県外出張して対応していた漁獲物水揚金の受け入れを、納入通知書による方法に変更した（多度津高校）。

##### (2) 生産物の引渡後に購入者から代金が納入される場合

生産物の引渡後に代金が納入されている所属は、17 所属である。せり売りや産直市など市場等又は業者等への売払いについては、売払金額が確定後に調定し、納入通知書を送付して、購入者が指定金融機関等に振り込んでいる。

#### 5 会計規則に定める自主検査

29 所属すべてにおいて、平成 24 年度中に会計規則第 271 条に基づく自主検査を実施しているが、いずれの所属においても、自主検査では、不適切な事務処理は見つかっていない。

## 第6 監査の結果及び意見

試験、研究又は実習等の成果として生み出された生産物は、県の財産である。また、生産の主たる目的は売払いではないものの、平成24年度の生産物売払収入は3億円を超え、県の貴重な収入の一部となっており、適正な会計処理が求められる。

生産物は、取扱品目ごとに生産品（収穫物）出納簿で管理し、生産や売払い等処分の都度、伝票等を作成する必要があるほか、学校祭や地域のイベントでの即売会、業者への売払い及びせり売り等、売払形態も多岐にわたることから、事務処理は煩雑である。

詳細調査を実施した12所属では、事務処理は会計規則に則り、おむね適正に処理されていたものの、一部改善又は検討の必要があると認められる事例があった。

関係所属にあっては、この結果及び意見を踏まえ、不適正な会計処理を防止するとともに、効率的な事務処理が行えるよう、原因を分析の上、実態を踏まえた処理方法を検討されたい。

なお、今回詳細調査を実施しなかった所属においても、この結果及び意見を踏まえ、より適切な生産物の売払業務の執行に努めることを期待する。

### 1 個別改善・検討事項

#### (1) 事務処理について

ア 契約書を自動更新する場合は、内容を精査する必要がある。（農業試験場、農業大学校、畜産試験場）

農業試験場等では、青果会社等と生産品等売買契約を締結しており、その契約書に、「（契約）期間満了一か月前までに甲（＝香川県）又は乙（＝売買契約先）いずれからも申し出がない場合は1箇年延長するものとし、以後これに準じて延長することができる。」との条項を設けている。この条項に基づき、特に契約内容を見直すことなく20年以上も同じ契約書を使用している例や、売買契約先の現状を確認することなくそのままにしているものが見受けられた。そこで、会計規則第144条第1項に基づき新たに盛り込むべき条項がないか、長期にわたり取引実績がなく継続の必要がなくなっている契約がないか等、様々な観点から確認及び検討した上で、更新を決定する必要がある。

イ 隨意契約を締結する場合、複数の者から見積書を徴収することが原則であるが、複数の見積書を徴収することなく、単独随意契約を締結しているものがあった。（畜産試験場）

また、売払総額1万円を超えると想定される生産物を県の提示価格以外で売り払う場合は、見積書を徴収する必要がある。（石田高校）

畜産試験場では、生乳を生産物として売り払っている。品質保持の観点から集荷が売払いの条件としているが、畜産試験場の周辺を集荷ルートとしている業者

は1者のみであるとの情報等を基に、従来から当該業者の見積書だけで単独随意契約を締結していた。随意契約を締結しようとするときは、会計規則第186条に基づき、原則として、複数の者から見積書を徵収しなければならないことから、毎年度会計規則に基づく手続を実施する必要がある。

石田高校では、生産物が無駄にならないよう、鶏卵等の売払いについて単独随意契約を締結している。買取をしてくれる業者が1者しかいないという理由により、見積書の徵収を省略しているが、「会計事務の厳正な執行について」(平成14年3月22日付け出納長通知)に基づき、県の提示価格以外で売り払うもので契約期間中の売払総額が1万円を超えるものについては、その業者からも見積書を徵収し、売払価格等の条件を確認した上で契約締結の可否を判断する必要がある。

ウ 生産物を売り払う際、生産品（収穫物）処分伝票等の決裁が事後になっているものがあった。(畜産試験場、農業経営高校)

生産物を売り払う際は、会計規則第122条第2項及び第123条第2項に定めるとおり、処分前に決裁を受ける必要がある。

エ 売払代金に係る納入通知書の納期限を、特に事情がない場合も約2か月後としているものがあった。(水産試験場)

水産試験場で売り払う種苗については、購入団体との間で、売扱数量に売払単価を乗じた額を水産試験場の発行する納入通知書により納期限までに指定金融機関等に納付する契約を締結している。

事務処理を確認したところ、納期限を、納入通知書発行の約2か月後としているものがあった。

後納とする事務処理に誤りはないが、会計規則第25条第1項に定めるように、生産物の売払代金は本来前納であることから、代金回収不能の事態にならないためにも、特に事情がある団体を除き、速やかに代金の納付を受けるよう納期限を設定する必要がある。

なお、購入団体から生産物の引渡業務委託先へ提出されている生産物受領書について、受領数が誤っているものがあった。業務委託の履行確認の際には、受領書についても精査する必要がある。

## (2) 売払価格の設定について

ア 生産物の売払価格の設定根拠について、見直しが必要なものがあった。(農業大学校)

農業大学校で生産される生産物は、ほとんどが農産物であり、市場価格を参考として売払価格を決定している。平成24年度は門松を実習で制作しており、そ

の売扱価格も市場価格を参考にしていたが、数種類の材料を使用して制作する加工品であることから、原材料品の購入費用等も参考にすることが望ましい。

イ 生産物の売扱価格が、長期間見直されていないものがあった。(農業生産流通課)

農業生産流通課では、マーガレットやイチゴの原種を養成したものを、農事組合法人など品種利用許諾者等に売り払っている。売扱代金は、県が示す価格としているが、その価格は長期にわたり見直しが行われていないことから、毎年度原価等を参考に積算する必要がある。

### (3) 売扱代金の処理について

生産物の売扱収入を現金で収納した日に、現金受払簿に登記できていないものがあった。(高松工芸高校)

高松工芸高校では 11 月に開催する工芸展で、生徒等が制作した生産物を学校関係者や近隣住民等来校者に売り払っている。その開催は、土曜日及び日曜日の 2 日間であり、それぞれの日に代金を受け取っているが、現金受払簿には 2 日分をまとめて日曜日に登記していた。その間は出納員が金庫で保管管理しているとのことであったが、会計規則第 252 条に定めるように、登記原因の発生の都度登記し、保管責任を明確にする必要がある。

### (4) 規則に則った取扱いについて

ア 登記原因の発生の都度登記すべきところ、生産品（収穫物）出納簿を後日まとめて作成しているものがあった。(直島環境センター、高松工芸高校)

また、生産品（収穫物）伝票、生産品（収穫物）処分伝票を後日まとめて作成しているものがあった。(農業大学校)

直島環境センターでは、豊島廃棄物等の処分に係る副生成物を生産物として売り払っている。生産又は処分の都度生産品（収穫物）伝票又は生産品（収穫物）処分伝票を作成し決裁を受けているが、生産品（収穫物）出納簿は電子ファイルで管理をしており、月末に一か月分まとめて出力していた。生産物の引渡業務を委託している場合など、会計規則どおりに取り扱うことが困難である特別の事情がある場合は、会計規則第 277 条に定めるとおり、知事の承認を得て特別の取扱いをする必要がある。

高松工芸高校では、工芸展に出品する作品を生産品（収穫物）出納簿へ、工芸展前日に納品登記し、翌々日の終了日に購入者に引き渡す際に出品登記すべきところ、引渡し後にまとめて登記していた。会計規則第 252 条に定めるとおり、登記原因の発生の都度直ちに登記する必要がある。

農業大学校では、生産物の一部を地域の産直市に出荷して売り払っている。10

日ごとに産直市開設業者から報告される売扱結果を基に、出荷伝票と数量を突合した上で生産品（収穫物）伝票及び生産品（収穫物）処分伝票をまとめて作成し、生産品（収穫物）出納簿に登記していた。会計規則どおりに取り扱うことが困難である特別の事情がある場合は、会計規則第277条に定めるとおり、知事の承認を得て特別の取扱いをする必要がある。また、産直市出荷に伴う収入について、業者から報告のあった売上数量と生産品（収穫物）処分伝票の数量が合致していないものがあったので、売扱数量についてはその都度精査しなければならない。

イ 産直市開設業者から、売扱代金を直接県へ納付してもらうべきところ、一旦学校長名義の口座に振り込みを受け、出納員が売扱代金を払い出して納付書により県へ納付しているものがあった。（農業大学校）

産直市に出荷した生産物の売扱収入については、その施設利用運営規定により、産直市開設業者が指定する金融機関の口座に、売扱代金が振り込まれることになっている。そこで、農業大学校でも入金用口座を設け、振り込まれた日に収入調定をして県へ納付し直す手続をとっていた。しかし、生産物の売扱代金は、会計規則上、現金又は代替証券並びに納入通知書以外の収入手続は、原則認められていないことから、納入通知書での納付を依頼できないか、産直市開設業者と協議をする必要がある。

ウ 生産物の売扱代金については、特に定める場合を除き、前納することになっているが、生産物の引渡後に収納しているものがあった。（農業生産流通課、多度津高校）

農業生産流通課では、みかん等のかんきつ類について、せり売りされた価格を基に売扱金額を決定する売買契約を業者と締結し、代金は後から納入されていた。これは、後納がやむを得ない会計規則第25条第1項の特に定める場合に該当すると思われる所以、別途処理要綱で定めを設ける必要がある。

多度津高校では、実習船「香川丸」が実習航海で漁獲したまぐろ類を、公設市場で入札をする業務委託契約を業者と締結し、代金が業者を通して後から納入されていた。これも、後納がやむを得ない会計規則第25条第1項の特に定める場合に該当すると思われる所以、別途処理要綱で定めを設けるとともに、収納事務の委託について委託先と協議する必要がある。

## 2 共通意見

### (1) 生産物等の管理について

ア 農産物や水産物など品質保持の観点から生産と同時に処分をする必要のある生産物について、その管理及び手続方法を検討する必要がある。(関係所属)

生産物の処理については、会計規則第122条又は第123条により、生産品(収穫物)伝票又は動物生産伝票及び生産品(収穫物)処分伝票又は動物処分伝票をそれぞれ別に起票及び決裁し、また会計規則第120条第2項第3号により、生産品(収穫物)出納簿又は動物出納保管簿により出納員(物品取扱員)に対して出納通知することとされている。

そのうち、農産物や水産物など品質保持の観点から収穫と同時に出荷するものについては、出納員(物品取扱員)が生産物を直接保管管理することはないにもかかわらず、出荷時には、上記の手続が必要であることから、取扱量及び取扱品目の多い所属にとっては、事務処理が多大な負担となっている。

そこで、関係所属にあっては、収穫と同時に出荷するものや、せり売り等で売払価格が決定するもの等については、事前に包括的な決裁を受けるなど、適正な会計処理に留意しつつ、手続を見直し、効率的かつ合理的な事務処理ができるか、検討する必要がある。

その際、会計規則と異なる事務処理を行おうとする場合は、会計規則第277条の規定に基づき、知事の特別の承認を受けるなど、適切な手続を行う必要がある。

イ 原材料品の在庫量の適正な管理のため、出納員(物品取扱員)の確認方法等について検討する必要がある。(関係所属)

会計規則第252条及び第255条では、原材料品を購入し、また、請求者である使用者に引き渡す都度、原材料品出納簿に登記することになっている。

ジャムや工芸品などの加工品を生産している所属では、購入と同時に全量を使用者に引き渡しているものが多く、原材料品出納簿に残量はないが、調味料など数回分まとめて購入したものについて、出納員(物品取扱員)以外の使用者が残量を保管しているものが見られた。一定以上の残量があるもので比較的長期にわたり保管をする原材料品については、出納員(物品取扱員)が適正に在庫量の確認ができるようにする必要がある。

また、購入後直ちに全量使用する原材料品については、購入価格等必要な情報は残した上で、事務の省力化の観点から、まとめて記載できる様式への変更や、消耗品と同様に原材料品出納簿への登記を省略することができないか等、事務処理の改善について併せて検討し、会計規則と異なる事務処理を行おうとする場合は、会計規則第277条の規定に基づき、知事の特別の承認を受けるなど、適切な手続を行う必要がある。

## (2) 契約事務について

生産物の売払契約書には、会計規則で定める事項等を記載する必要がある。(関係所属)

会計規則第 144 条及び「契約文例及び契約実例について」(平成 20 年 3 月 21 日付け出納局長通知、以後の改正通知を含む。) では、契約の履行期限や契約金額の支払いの時期など契約書に記載すべき事項を列挙している。

生産物の売払契約についても、それに基づく契約書を作成する必要があるが、

- ・履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項
- ・契約に基づく権利義務の譲渡承認に関する事項
- ・契約の変更及び解除に関する事項

等、記載すべきと思われる事項が記載されていないものが散見された。

契約を締結しようとするときは、会計規則等に定めるとおり、契約の性質又は目的により必要な事項が記載されているかについて確認及び検討した上で、契約書を作成する必要がある。

## 3 その他

### (1) 自主検査の実効性について

平成 24 年度の会計規則第 271 条に基づく自主検査では、不適切な事務処理は 29 所属すべてにおいて報告されていなかったが、詳細調査を実施した 12 所属のうち、一部改善又は検討の必要があると認められた所属が 10 所属あった。

関係所属にあっては、今回の監査の結果及び意見に十分留意し、自主検査の実効性を確保するよう努められたい。

### (2) 売払方法の拡充について

生産の主たる目的は売払いではないものの、その売払収入は、原材料品等購入や試験研究事業のための貴重な財源になっている。

多度津高校では、実習船「香川丸」で漁獲したまぐろ類について、平成 25 年度から地元のスーパーにも売り払うなど、新たな販路を開拓することにより、収入額の増加に努めている。各所属にあっても、関係団体等からの情報収集を行うなど、新しい販路や売払方法について積極的に検討し、可能な範囲で収入の拡大に取り組まれたい。

### (3) 事務処理の電算化について

生産品（収穫物）伝票及び生産品（収穫物）処分伝票作成のシステム化や生産品（収穫物）出納簿の電子管理等は、売払結果の集計及び把握を容易にするとともに、事務処理の効率化につながるものであることから、あらゆる機会を捉え、積極的に導入を検討されたい。

#### (4) 売扱機会の活用について

学校祭や定期市、地域のイベントでの即売会などは、県民と直接接する貴重な場である。実習授業や試験研究等、生産の本来の目的を踏まえた上で、地域住民等購入者からのニーズも把握することにより、住民が望み、かつ、行政側の目的も達せられる生産物を重点的に生産できないか検討するとともに、県政について広く県民に理解していただく機会としても有効に活用されたい。

## 参考資料 生産物の売払業務の主な流れ

生産物の取扱いについて定めるものに

- ・香川県会計規則（昭和 39 年規則第 19 号）
- ・香川県会計規則処理要綱（昭和 60 年告示第 328 号の 4）
- ・出納事務の手引（出納局作成）
- ・契約事務マニュアル（出納局作成）
- ・生産物を市場等に出荷した収入金の取扱いについて（昭和 52 年 7 月 13 日付け総務部長及び出納長通知）

がある。

### 1 生産物の売払業務に係る事務取扱者

生産物の売払業務に係る主な事務取扱者は、次のとおりである。（会 2, 4）

区分	取 扱 事 務	監査対象所属における 主な職名
物品出納命令者	物品の出納を通知する者	課長、場長、所長、校長等
収支命令者	歳入の調定をする権限、納入の通知をする権限、支出の命令をする権限並びに歳入歳出外現金及び保管有価証券の受払通知をする者	
出 納 員	現金の出納、保管並びに物品の出納、保管及び記録管理等の事務を行う者	各所の次長、県立学校の事務部長等
収入取扱員	現金の出納及び保管等の事務を行う者	副課長、各所の支所の次長等
物品取扱員	物品の出納、保管及び記録管理等の事務を行う者	副課長、各所の支所の次長等
会 計 員	出納員、収入取扱員及び物品取扱員の事務を補助する職員	事務を補助する(教)職員

### 2 生産物を生産するとき

#### (1) 生産前

生産物を生産する際には、苗や苗を入れるポット、また瓶や調味料などを消耗品又は原材料品を必要に応じて購入することがある。

出納員（物品取扱員）は、消耗品出納簿（会様 104）又は原材料品出納簿（会様 106）を備え、購入又は払出の都度、それぞれに登記し、保管管理をする。（会 255）

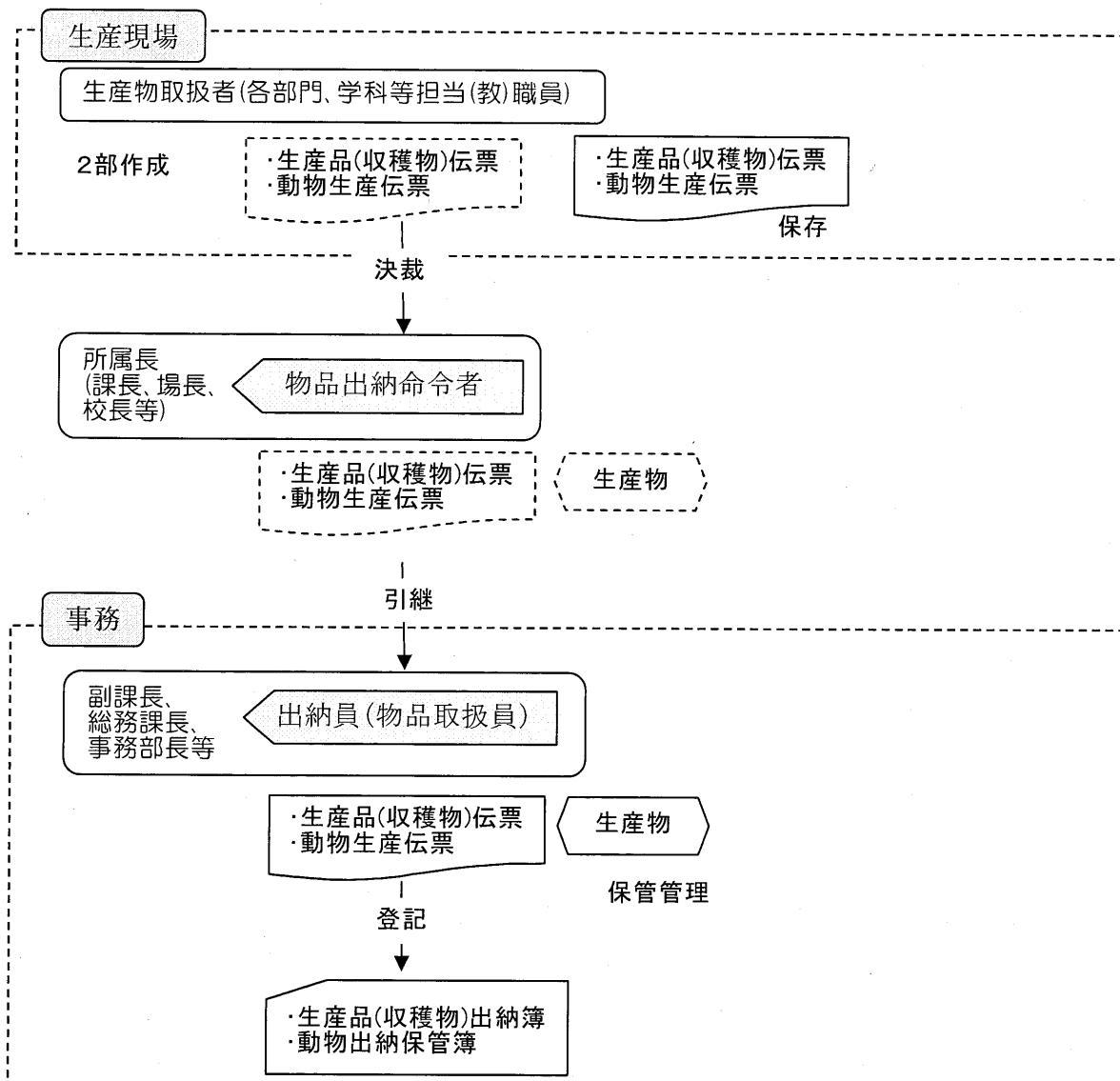
なお、消耗品のうち購入後直ちに使用する物品については、登記を省略することができる。（会 136）

#### (2) 生産時

物品出納命令者は、生産品又は収穫物が生じたときは、これに生産品（収穫物）伝票（会様 50）を、動物の生産があったときは、これに動物生産伝票を添えて、直ちに出納員（物品取扱員）にこれを引き継ぐ。（会 122, 123）

なお、生産品（収穫物）伝票及び動物生産伝票の備考で、本伝票は、2部作成し、1部は決裁を受け出納員（物品取扱員）に送付し、1部は取扱者が証拠書類として保存することとされている。

出納員（物品取扱員）は、送付を受けた伝票に基づき、生産品（収穫物）出納簿（会様 107）又は動物出納保管簿（会様 105）にこれを登記し、整理する。（出納事務の手引第7章物品 2 物品の出納 (4) 物品の処理 イ 生産品又は収穫物の処理 ウ 動物の処理）（会 252）



### 3 生産物を売り払うとき

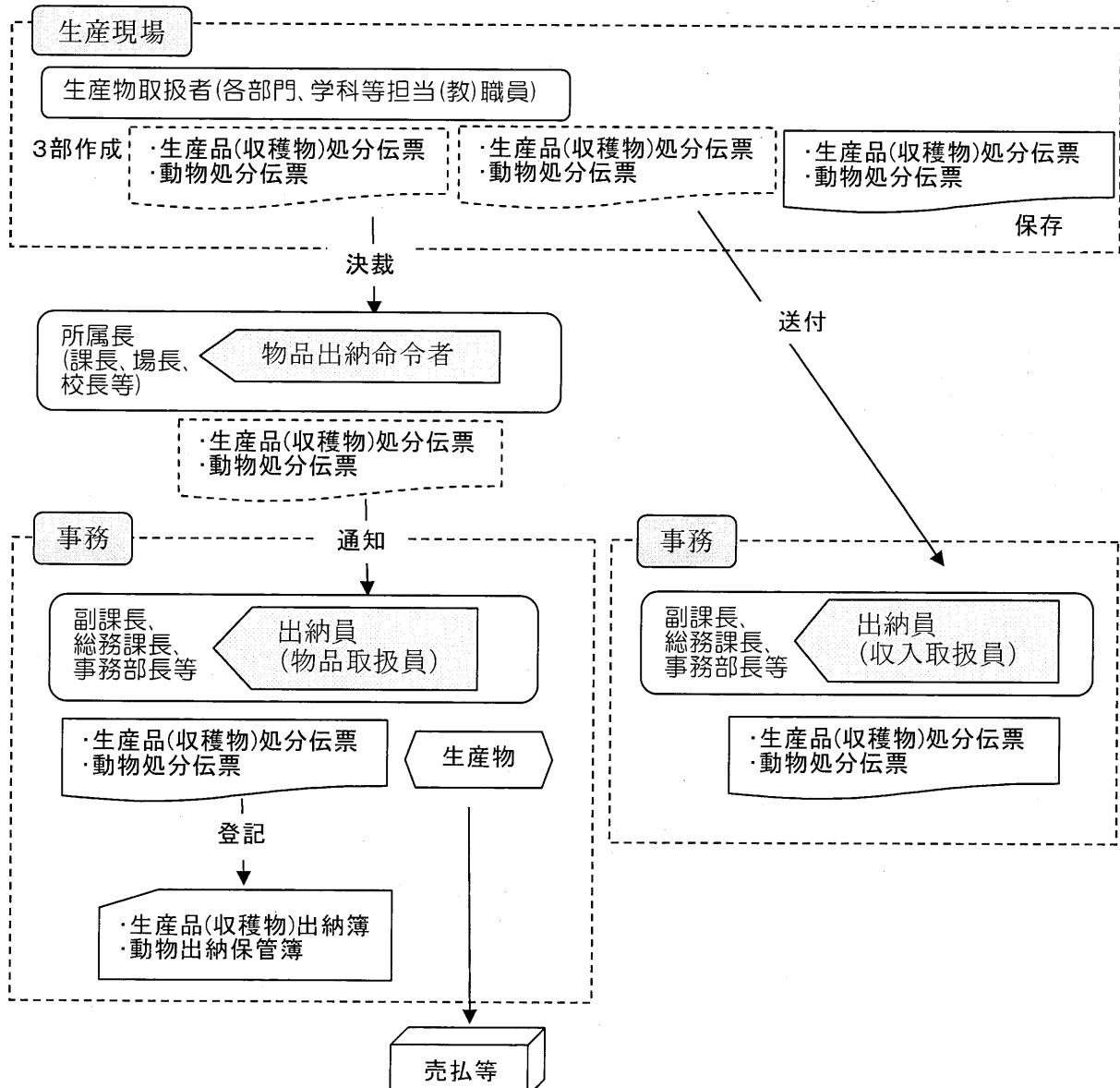
#### (1) 生産物

物品出納命令者は、生産品又は収穫物を売り払おうとするときは、生産品（収穫物）処分伝票（会様 51）を、動物を売り払おうとするときは、動物処分伝票（会様 54）を出納員又は物品取扱員及び収入取扱員に送付する。（会 122, 123）

なお、生産品（収穫物）処分伝票及び動物処分伝票の備考で、本伝票は、3部作成し、1部は決裁を受け出納員（物品取扱員）に、1部は取扱者が取扱者欄に押印して出納員（収入取扱員）に、それぞれ送付し、1部は取扱者が証拠書類として保存することとされている。

生産物の収納回数が多数であるときは、その日に扱ったものをまとめて生産品（収穫物）伝票及び生産品（収穫物）処分伝票に記載しても差し支えない。（出納事務の手引第 7 章物品 2 物品の出納 (4) 物品の処理 イ 生産品又は収穫物の処理）（会 252）

なお、農業実習における生産品又は収穫物の売払いについては、実習販売伝票（会様 52）により行う。（会 122）



## (2) 収入手続

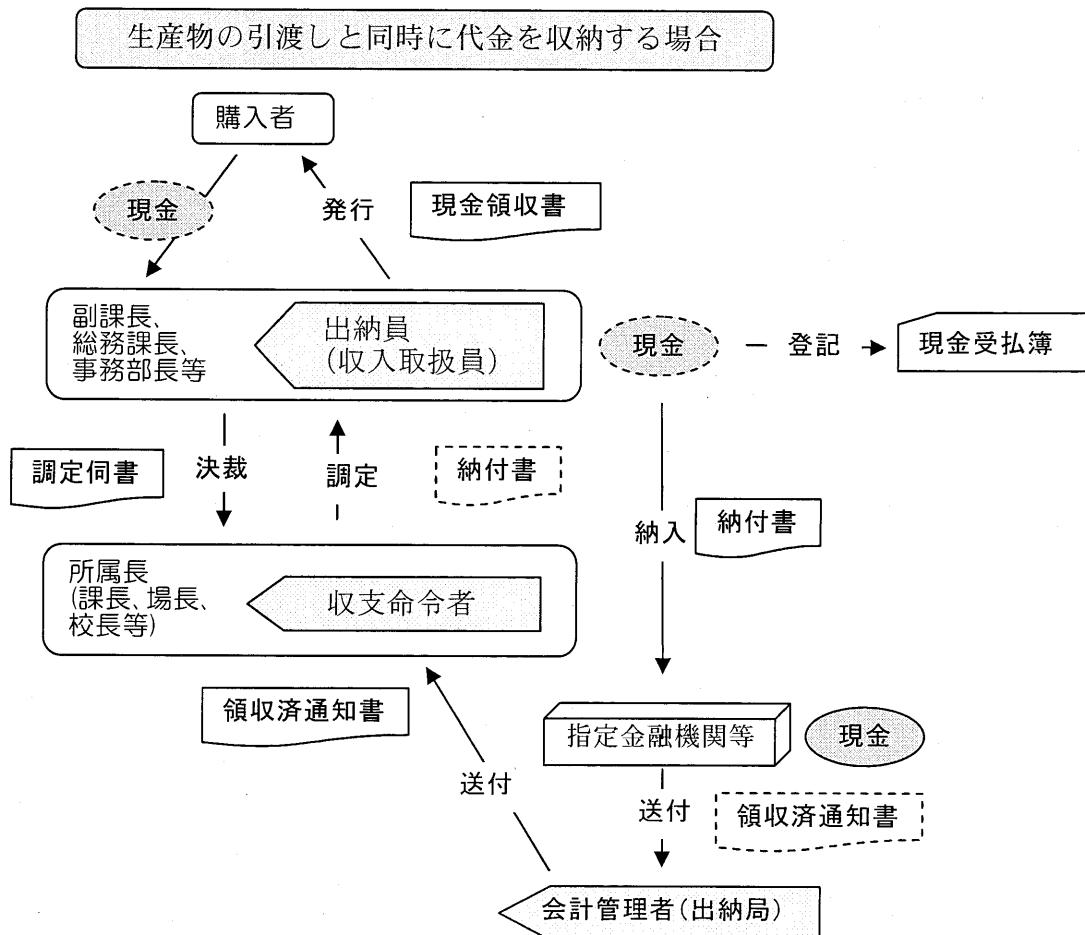
### ア 生産物の引渡しと同時に代金を収納する場合

生産物の売払代金は、特に定める場合を除き、前納しなければならないことになっている。(会 25)

口頭等による納入の通知をすることができる収入として、生産品、収穫物又は動物の売払いと同時に引渡しと同時に収納する代金が認められており(会 29)、生産物の引渡しと同時に代金が収納された場合は、出納員又は収入取扱員は現金領収書を納入者に交付し、現金受払簿に登記の上、納付書により当日又は翌日(翌日が休日(日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日又は 1 月 2 日、同月 3 日若しくは 12 月 31 日をいう。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)に指定金融機関等に払い込む。(会 33)

なお、現金領収書は、納入者から請求のあった場合を除き、監査対象所属の生産物売払代金のうち、次については交付を省略することができる。(要綱 8)

- ① 実習の結果生じた生産品、収穫物又は動物の売払代金で引渡しと同時に収納するもののうち領収書の発行が困難であるもの
- ② 家畜人工授精用精液の売払代金
- ③ 農業試験場における試験研究により生じた農産物の売払代金で引渡しと同時に収納するもののうち領収書の発行が困難であるもの



## イ 生産物の引渡後に購入者から代金が納入される場合

前述のとおり、生産物の売払代金は、前納しなければならないが、監査対象所属の生産物売払代金のうち、次のものについては、前納する必要がないものとして認められている。(要綱4)

- ① 国、地方公共団体その他の公共団体、地方公共団体が開設する市場又は出荷組合に売り渡した売払代金
- ② 家畜人工授精用精液の売払代金
- ③ 高等技術学校における実技訓練により生じる生産品の売払代金
- ④ 農業に関する学科を置く高等学校、飯山高等学校及び農業大学校における実習により生じる生産品、収穫物又は動物の売払代金
- ⑤ 森林センターにおいて育成する緑化用樹苗及び同所における試験研究により生じる林産物の売払代金並びに東部林業事務所において育成する緑化用樹苗の売払代金
- ⑥ 水産試験場において生産する水産動植物種苗の売払代金並びに水産課及び水産試験場における試験研究により生じる水産物又は水産加工品の売払代金
- ⑦ 農業試験場における試験研究により生じる農産物の売払代金
- ⑧ 畜産試験場における試験研究により生じる畜産物の売払代金
- ⑨ 直島環境センター中間処理施設における溶融処理により生じる生産品の売払代金
- ⑩ 産業技術センター発酵食品研究所の発酵菌の売払代金

この場合、購入者は県から送付された納入通知書で指定金融機関等に代金を納付する。

また、生産物を市場等に出荷した収入金の取扱いについては、「生産物を市場等に出荷した収入金の取扱いについて」(昭和52年7月13日付け総務部長及び出納長通知)により、市場が発行する出荷計算書等に基づき1週間分をまとめて調定し、代金の収納は納入通知書により行う(出荷に伴う手数料の振替手続についても1週間分まとめて行う。)。

### 生産物の引渡後に購入者から代金が納入される場合

